

「旅行」取引のための法政策

廣岡 裕一

本論文は、「旅行」商品が取引されるにあたり、講じられるべき法政策の探求を課題としている。

旅行中、サービスを提供するのは、運送機関や宿泊機関など独立した事業者である。そのため、旅行者が旅行という目的を達成するには、多くの取引を行う必要がある。その取引においても、情報を収集し、評価するには労を要する。したがって、この煩瑣な作業を軽減させる必要性が生じる。そして、この役割を担うのが、旅行業者である。

しかし、旅行業者は、自ら旅行サービスを提供するものではない。したがって、「サービス」という商品は、目に見えにくいものであるが旅行業者の提供するサービスは、その中でもより見えにくいものともいえよう。

とはいうものの、旅行業者の提供するサービスにも範囲がある。そして、その範囲を、定義しているものが契約である。

だが、そのサービスが見えにくいものであるゆえ、それを契約で定義するとしても、正確に定義することは困難であり、消費者がこれを理解することも難しい。したがって、旅行取引における契約が消費者に正しく認識されるようにするための方策が、検討されなければならない。そして、その実現のために、法政策策定の必要があり、それを論じることが本論文の課題である。

本論文は、序章と終章のほか、6つの章で構成される。

第1章「旅行契約の現状と認識」は、現在の旅行契約の考え方を示すとともに、旅行契約に対する認識について考察する。これらをもとに現在の旅行契約と旅行契約の認識について分析をする。ここでは、現行の旅行契約に対する旅行業者と旅行者との認識のギャップを明らかにしている。

第2章「旅行業者の提供するサービスの分析」は、「旅行商品」の分析である。ここでは、「旅行商品」の構成と要素を分析したのち、その中から「旅行業者のサービス」を取り出し、その構成と要素を分析し、その品質を高める方法を検討する。その結果、旅行業者の役割が手配機能だけではないことを明らかにしている。本章の意義は、法政策策定のための方向性を求めるために「旅行商品」において旅行業者の果たしている役割を検証することである。

第3章「旅行業にかかる法制の変遷と背景」は、旅行業者の関与する「旅行」取引に対する、これまでの政策の検証である。法制の制定・改正には、それを導いた背景がある。その背景とは、社会的環境や制定・改正に向かわせた力の存在である。本章ではこれらの検証を行い、制定・改正を導いた環境や働いた力について明らかにした。これらは、今後の政策策定の検討への考慮という意義をもつ。

第4章「欧州における旅行業と旅行法制」は、英国を中心に、参考として、ドイツを対象とした、旅行法制と旅行業との関係をわが国の法制と比較しつつ検証している。ここでは、コントロールの可能性を考慮に入れた旅行業と法制度との関連について示唆した。法政策策定にあたり産業構造と法制の連動性を示していることに本章の意義がある。

第5章「洗練された「旅行」取引のための旅行業務取扱主任者の役割」は、旅行業務取扱主任者制度を発展させて、「旅行」取引をより洗練されたものにする方策を示した。本章では、旅行業務取扱主任者制度の位置づけを示し、制定の目的を検証した。そののち、旅行業務取扱主任者に対する、旅行者、旅行者従業者、試験受験者の認識の違いを明らかにし、ギャップがあることを示した。そして、旅行業務取扱主任者に権限を付与することによる、「旅行」取引の洗練性を高める施策についての検討を試みる。

第6章「洗練された「旅行」取引のための立法政策」は、本論文の総括になる章でもある。本章では、法的な契約と法的な契約とはいえない取引の際に形成されている取引における期待について論じる。そして、消費者が、旅行者それぞれの、「旅行商品」それぞれの違いを認識して旅行契約を締結できる環境を創出するための立法政策についての方向性を示す。

これら、第1章～第6章は、大きく3つの部分に分けることも可能である。つまり、第1章、第2章が研究対象の分析と問題提起の部分、第3章、第4章が課題の解決にあたり確認すべき事実の検証の部分、第5章、第6章が課題解決の方策検討の部分とすることである。

本論文は、「旅行」商品の取引に当たり、旅行者それぞれが果たす役割を明確にできる法政策を示している。その結果、旅行業の役割が正しく認識されれば、その社会的意義も改めて認識されよう。また、このような検証を行っていく過程で見出された結果も、旅行業の社会的意義を確認できる要素となる。政策の実行にあたり生じてくる諸問題の検討は残された課題として存在するが、こうして認識可能となった旅行業の社会的意義が、アピールされることで、より旅行業の存在意義が高まることに本論文の意義がある。なぜなら、その高まりは、人々の幸福に貢献すると期待できるからである。

なお、本論文は、多角的に検証することを特徴としている。したがって、既存の学問領域においては複数の分野にまたがっていると考えられるかもしれない。だが、これは、研究の対象についての問題の解決を求める政策科学というディシプリンにおいてとりうる方法であると考えられるためである。